

# 東海第二発電所 発電用原子炉設置変更に係る経理的基礎 審査会合における指摘事項の回答

2021年7月15日  
日本原子力発電株式会社

## 1. 審査会合における指摘事項



| No. | 項目    | 発生日                           | 指摘事項                                                                                | 回答日   |
|-----|-------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 経理的基礎 | 審査会合<br>(第951回)<br>2021年2月25日 | 資金協力の意思表示文書の対象範囲に特重も含まれている事を受電会社と調整し文書を取り交わすか又は当時の意思表示文書に当該情報を含んだ添付資料があればそれを提示すること。 | 本日ご回答 |
| 2   |       |                               | 添付書類三の記載について、1740億円でSA起動に必要な施設が完成すると誤解を与えるため、適切な記載に修正すること。                          | 本日ご回答 |
| 3   |       |                               | 今後の特重施設の設計変更や契約実績を踏まえて最も確からしい数値、算出方法を使用して工事費用を積み上げ、必要に応じて資金の額を見直し、最終補正で反映すること。      | 本日ご回答 |

## 2. 指摘事項の回答 No.1



### <指摘事項>

○資金協力の意思表示文書の対象範囲に特重も含まれている事を受電会社と調整し文書を取り交わすか  
又は当時の意思表示文書に当該情報を含んだ添付資料があればそれを提示すること。

### <回答>

- ✓ 東北電力株式会社殿及び東京電力ホールディングス株式会社殿(以下「2社」という。)に対し、資金協力の意思表示文書の対象範囲を確認するため、依頼文書「2018年3月30日付文書に係る確認について」(P. 4, 5)を発信。
- ✓ これに対し、2社からは資金協力の意思表示の対象範囲に、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る工事が含まれている旨の回答(P. 6, 7)を受領した。

2021年3月11日

東北電力株式会社  
常務執行役員グループ戦略部門長  
石山 一弘 殿

日本原子力発電株式会社  
執行役員経理室長  
瀧上 宏明

2018年3月30日付文書に係る確認について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2021年2月25日、東海第二発電所発電用原子炉設置許可変更に係る経理的基礎の審査会合において、2018年3月30日付貴信「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（回答）」にございます「東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事」には特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）が含まれていることの客観的なエビデンスの提示を求められました。

弊社は、貴信にございます「東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事」には、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）が含まれると認識しておりますが、貴社のご認識を改めて確認させていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

令和3年3月11日

東京電力ホールディングス株式会社  
経営企画ユニット 企画室長  
朝岡 正裕 殿

日本原子力発電株式会社  
執行役員経理室長  
瀧上 宏明

平成30年3月30日付文書に係る確認について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年2月25日、東海第二発電所発電用原子炉設置許可変更に係る経理的基礎の審査会合において、平成30年3月30日付貴信「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（回答）」にございます「東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事」には特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）が含まれていることの客観的なエビデンスの提示を求められました。

弊社は、貴信にございます「東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事」には、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）が含まれると認識しておりますが、貴社のご認識を改めて確認させていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

2021年3月12日

日本原子力発電株式会社  
執行役員経理室長  
瀧上 宏明 殿

東北電力株式会社  
常務執行役員 グループ戦略部門長  
石山 一弘

2018年3月30日付文書に係る確認について（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2021年3月11日付貴信[ ]にてご依頼のありました確認の件につきまして、2018年3月30日付「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（回答）」にある「東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事」には、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る工事が含まれている認識で相違ありません。

なお、本回答は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づくものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではないことを申し添えます。

敬 具

令和3年3月12日

日本原子力発電株式会社  
執行役員経理室長  
瀧上 宏明 殿

東京電力ホールディングス株式会社  
経営企画ユニット 企画室  
朝岡 正

平成30年3月30日付文書に係る確認について（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年3月11日付貴社〇〇にてご依頼のありました確認の件につきまして、平成30年3月30日付「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（回答）」にある「東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事」には、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）が含まれている認識で相違ありません。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。

敬 具

平成30年3月14日

東北電力株式会社  
取締役社長 原田 宏哉 殿

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 伸 様

東海第二発電所 新規制基準対応工事  
資金調達に係る資金支援について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より弊社事業に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、原子力規制委員会における東海第二発電所の新規制基準適合性に係る審査におきまして、許可要件の1つとなっている経理的基礎に関し、同委員会から、同発電所新規制基準対応工事に要する資金を調達する際、債務保証等の資金支援を受ける場合は、審査の中で当該債務保証等資金支援を行う者の意思確認が必要との指摘を受けました。

貴社におかれましては、諸事情ご賢察のうえ、東海第二発電所新規制基準対応工事を実施するため弊社が資金調達を行う際、電気料金前払、債務保証等によって弊社に資金支援する意向を有している旨、書面をもってご表明いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

参考

平成30年3月14日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 殿

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 伸 様

東海第二発電所 新規制基準対応工事  
資金調達に係る資金支援について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より弊社事業に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、原子力規制委員会における東海第二発電所の新規制基準適合性に係る審査におきまして、許可要件の1つとなっている経理的基礎に関し、同委員会から、同発電所新規制基準対応工事に要する資金を調達する際、債務保証等の資金支援を受ける場合は、審査の中で当該債務保証等資金支援を行う者の意思確認が必要との指摘を受けました。

貴社におかれましては、諸事情ご賢察のうえ、東海第二発電所新規制基準対応工事を実施するため弊社が資金調達を行う際、電気料金前払、債務保証等によって弊社に資金支援する意向を有している旨、書面をもってご表明いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

参考

2018年3月30日

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛 殿

東北電力株式会社  
取締役社長 原田 宏

東海第二発電所新規制基準対応工事  
資金調達に係る資金支援について（回答）

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2018年3月14日付貴信「東海第二発電所新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（依頼）」によりご依頼いただいた件につきましては、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分について、当社受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に債務保証等により資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではないことを申し添えます。

敬 具

参考

平成30年3月30日

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛 殿

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智也

東海第二発電所 新規制基準対応工事  
資金調達に係る資金支援について（回答）

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年3月14日付貴信「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に関する資金支援について（依頼）」によりご依頼いただいた件につきましては、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分について、東京電力エナジーパートナーの受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。また、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではなく、弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することとなる旨、ご了解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

参考

## 2. 指摘事項の回答 No.2



### <指摘事項>

○添付書類三の記載について、1740億円でSA起動に必要な施設が完成すると誤解を与えるため、適切な記載に修正すること。

### <回答>

✓以下の通り添付書類三の記載を修正する。

|      | 現記載                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 修正案                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 記載内容 | <p>1. 変更の工事に要する資金の額<br/>           本変更に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置<u>工事に要する資金は、合計約610億円である。</u><br/> <u>本変更に係る重大事故等対処施設他の設置工事に要する資金は、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(発電用原子炉施設の変更)(平成30年9月26日付け原規規発第1809264号をもって設置変更許可)の添付書類三に記載される資金に含まれる。なお、同資金の総額に変更はない。</u></p> <p>2. 変更の工事に要する資金の調達計画<br/>           自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。</p> | <p>1. 変更の工事に要する資金の額<br/>           本変更に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置<u>並びに重大事故等対処施設他の変更に伴い東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(発電用原子炉施設の変更)(平成30年9月26日付け原規規発第1809264号をもって設置変更許可)の添付書類三に記載される資金に加えて必要となる資金は、合計約610億円※である。</u></p> <p>2. 変更の工事に要する資金の調達計画<br/>           自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。</p> |

※数値は現時点のもの。今後の設計変更や契約実績を踏まえ、必要に応じて修正する。

## 2. 指摘事項の回答 No.3



### <指摘事項>

○今後の特重施設の設計変更や契約実績を踏まえて最も確からしい数値, 算出方法を使用して工事費用を積み上げ, 必要に応じて資金の額を見直し, 最終補正で反映すること。

### <回答>

✓ ご指摘の通り必要に応じて資金の額を見直し, 最終補正で反映する。